



平成30年8月から、 高額療養費の自己負担限度額が変わります

高額療養費制度とは、1ヵ月(同じ月内)の医療費の自己負担額が下表の自己負担限度額を超えた場合、申請して認められると自己負担限度額を超えた分が支給される制度です。(入院時の部屋代・食事代などは含まれません。)

支給の対象となった人へは、申請の案内を送付します。後期高齢者医療制度の人は、初回のみ健康福祉課での申請が必要で、2回目以降は支給対象となった都度、指定の口座へ振込みます。なお、国民健康保険に加入している人は、毎回住民人権課での申請が必要となります。

平成30年8月診療分から自己負担限度額が下表のように変わります。

		平成30年7月まで		平成30年8月から		
		自己負担限度額(月額)		自己負担限度額(月額)		
所得区分		外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	所得区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上 の人	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円※2>	Ⅲ(課税所得 690万円以上)	252,600円+ (医療費-842,200円)×1% <多数回140,100円※2>	
				Ⅱ(課税所得 380万円以上)	167,400円+ (医療費-558,000円)×1% <多数回93,000円※2>	
				Ⅰ(課税所得 145万円以上)	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円※2>	
一般	課税所得 145万円未満 の人(※1)	14,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 <多数回44,400円※2>	一般	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 <多数回 44,400円※2>
住民税非課税	Ⅱ住民税 非課税世帯	8,000円	24,600円	Ⅱ住民税 非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ住民税 非課税世帯		15,000円	Ⅰ住民税 非課税世帯		15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12ヵ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。